

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局防火管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局防火管理規程の一部を次のように改正する。

第15条第2項第3号中「労務給与係長」を「労務係長」に、「福利厚生係長」を「給与安全衛生係長」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)